

授業の中の生徒指導

次 長 成 田 浩 之

どの学校でもどの学級でも当たり前に掲示している「授業規律（授業の約束事）」。文字通り、小中学校では、授業に対しての子どもの心構えを示す掟である。最近はこれをよく「〇〇スタンダード」とも呼んでいる。一度、授業が始まってしまえば、その焦点化された規律を子どもが遵守しているかどうかを一人一人、一つ一つ細かくチェックすることはまずない。初めのうちは子どもの気持ちが新鮮で、守ろうという意識よりも緊張感でいっぱいだからである。授業規律は教師と子どもの間で無言のうちに成立する契約である。

さて、授業規律の善し悪しは、子どもの態度の善し悪しで評価されることが多い。しかし、裏を返せば、教師の関わりに依るところが大きい。それは、子どもが単に規律を守るか守らないかということだけではなく、教師がどんな授業づくりをし、どんな関わりを積み上げているかが大きく作用するからである。教師は子どもの実態を受容し、子どもに合わせたやりとりをして授業を積み上げていくのだから、教師が子どもと好ましい人間関係をつくれるかどうか、子ども同士の人間関係のやりとりを上手につくれるかどうかという点では、多分に教師の指導力に依るところが大きく、むしろ教師の力量に左右されることである。

それなのに、教師が自らの指導力不足を棚に上げて省みず、子どもとの関係の拙さを、子どもの規範意識の無さに置き換えてしまえば、益々子どもとの関係は悪化し修正不能となる。ここまで来ると、いくら授業規律の大切さを声高らかに発したところで、子どもが教師の注意を受け入れるわけもない。ならぬものはならぬという掟ではあるが、二者の関係性の前には、もはや無力に等しい。

前置きが長くなったが、「授業の中の生徒指導」は、授業規律とは全く別個なものと考えべきである。子どもがこの授業を大事にしたいと思わせる授業を創る物差しでなければならぬ。どんな実態があるにせよ、教師が子どもの主体的な活動

を授業の柱に据えるために、子どもの「考えたい、話し合いたい、書きたい、説明したい、動きたい」をどれだけ創造できるか。これが授業の中の生徒指導である。間違っただけではない。子どもが規律を守るという意識は、授業を創りたいという願いや意欲＝「授業の中の生徒指導」を土壌に生まれるものであり、それが逆転することはない。授業規律は、一方的に指導する教師の盾に決してならない。

かつて、学習態度が悪く授業が成立しないという、学校が荒れた時代があった。校内暴力、反社会的行為により教育活動に困難が生じた時代にも学級崩壊は見られた。そのときも、まるで子どもたちの悪行が原因であるかのように子どものせいにした。しかし、そういう時代の中でも、子どもたちは「授業の中の生徒指導」を大切にする教師の声には耳を傾けていた。成績の善し悪しに関わらず、声をかけ続け、関わり続ける教師が仕掛ける授業は投げ出さなかった。斜に構えてなかなか学習意欲を見せない子どもも、寝ている子どもも、いつの間にか教師の話に耳を傾けるようになっていった。反面、すぐ頭ごなしに怒鳴り、口うるさく授業規律を盾にする教師には子どもたちは刃向かい、決して態度を正そうとはしなかった。

子どもは正直である。正直に教師の鏡になっている。言い換えれば、子どもの姿に教師の指導を改善するヒントが隠されている。そのことに気付けば、後は子どもを客観的に理解し対応する準備をするだけである。その一步一步に、「授業の中の生徒指導」という言葉が重なってくる。授業規律、規範意識の醸成は大切ではあるが、それをムキになって言い張ることは生徒指導ではない。子どもとのどんな困難な関係性の中にあっても、関わりの糸を切らさず、共に歩み、子どもの変容を捉える方法を見付け、準備し、仕掛け続けることこそが「授業の中の生徒指導」なのである。

これまでの取組をこれからも

主任指導主事 鎌 田 悟

もうすぐ令和4年度となります。各学校では、次年度に向けた教育課程編成会議を何度も重ね、今年度の成果と次年度に解決を目指す学校課題を明らかにし、その解決策を具体化し終えた時期なのではないでしょうか。

各学校が毎年繰り返してきたP D C Aサイクルにより、諸計画の整備が進み、教育活動が意図的・計画的に行われ、その質が高まってきています。校長先生方のリーダーシップの下、経営方針が具現化されるよう、数々の先生方が努力されてきたからです。下北の子ども達が将来自立できるように、先生方が熱意をもって改善を積み上げて、ここまで来ることができたのだと思います。

ただ、下北の教育を取り巻く状況は、様々な変化を続けています。人口減少に伴う児童生徒数の減少は、学級数・学校数に影響を与えています。また、様々な困難さを抱える児童生徒への個別の対応が重要度を増し、組織的な対応が必要となっています。さらに、経験豊富な先生方が次々と退職される状況がしばらく続くという事実もあります。

それだけではありません。現在、学校は、新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るため、次々に対応を迫られ続ける状況です。また、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善を進める中、「個別最適な学びと協働的な学び」も求められています。私には苦しいと感じるものばかりですが、教員を続けようとする限り、対応していかなければいけません。これまでの経験では見通しが見つからないもの、個人では解決が難しいもの、正解がわからないものを、学校はたくさん抱えていることを再認識します。

しかし、こうした状況下であっても、学校は未来を切り拓いていくのだらうとも思います。下北の各学校は、これまで地道に改善を重ねて現在をつくり上げてきたように、これからも様々な状況に応じた改善を重ね、未来をつくっていくはずで

す。改善は、簡単な事ではありません。しかし、私は今年度の要請訪問等で、より良い授業を目指した、数多くの先生方の心のエネルギーを体感して

きました。いくつか御紹介します。

【授業者と研修部が一体となった例】

随時訪問で、指導案づくりと一緒にさせていただく機会がありました。その際、授業をされる先生と研修部の先生3人と私で、指導と評価の計画づくりをしました。研修部の先輩教員が学び続ける姿に触発されて、後輩教員の授業者は、それに応えようと取り組んでおられました。

【学習状況調査の結果を自校で分析し、早速授業改善に生かしていた例】

指導案を作成する際、事前調査の実施はもちろん、学習状況調査の結果を分析して課題を捉え、授業をつくってくださっていました。下北教育事務所が学習状況調査結果等説明会を実施する2ヶ月も前に指導の改善を自ら進めておられました。

【理論に基づいた授業づくりを取り入れた例】

知識構成型ジグソー法という手法を参考として、生徒たちの対話を活性化させ、対話を通して学習が深まるよう、単元設計をされた先生がいらっしゃいました。また、しっかりと評価の計画を作成して、育てようとした資質能力が身に付いたのかを確認しておられました。

【校内研修の積み重ねによりガイド学習の進め方を進化させた例】

複式学級において、物語文の学習に対応したガイド学習の手引きが作成されていました。実践を積み重ねる中で手直しを繰り返した手引きは、児童の学びを支える効果的なアイテムとなりました。

紹介した実践は、子どもの現状を受け止めた上で、授業者が熱意をもって改善を目指したからこそ生まれたものばかりです。

令和4年度の授業の充実に向けた取組の力点として、「指導に生かす評価の充実」をお願いする予定です。改善したことが毎回うまくいくとは限りません。でも、うまくいかなかったら、また改善していけばよいのです。

下北の先生方が改善に向けて心のエネルギーを燃やせるように、私自身は何をすればよいのかを、考えて参ります。

情報機器を正しく活用する児童生徒の育成を目指して

指導主事 杉原 憲一郎

GIGAスクール構想が新型コロナウイルス感染症拡大を受けて前倒しとなり、Wi-Fi環境を含めた1人1台端末の整備が急速に進んでいます。そのため、ICTを効果的に活用することにより、各教科等の学びを支える基盤である情報活用能力が育まれていくことが今後大いに期待されるところです。

その一方で、令和2年11月、東京都町田市の小学校6年生の女子児童が、いじめを訴える遺書を残して自死に至ったという痛ましい事案が発生しました。児童は、学校が配布したタブレット端末のチャットに悪口を書き込まれたことを苦にしたとみられています。

SNS等に起因した問題行動等の事案は、当教育事務所管内でも起こっており、情報機器が児童生徒の日常生活の中に浸透した現状を踏まえると、情報機器を使わせない指導から、情報機器を正しく使うための情報モラル教育の充実への転換が強く求められています。

学習指導要領解説総則編には、情報モラルは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と記載されており、「具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること」と解説されています。

これらのことを受け、情報モラル教育の充実に向けた指導のポイントを、以下に3点示します。

1点目は、「**日常モラルの重要性について、理解を深めるための継続的な指導**」です。日常モラルとは、節度や思慮、思いやりなど、児童生徒が日常生活において意識すべきことですが、日常モラルの欠如が、SNS等のトラブルの大きな要因の一つとなっています。相手の様子がわからない状況下でのコミュニケーションだからこそ、誤解を生じさせたり、自分の気持ちを押し付けたりすることのないよう、普段の生活から、児童生徒に日

常モラルを意識させることが重要です。

2点目は、「**情報や情報技術の特性の理解に基づいた情報機器を正しく活用する力の育成**」です。インターネットには、公開性、記録性、信憑性、公共性、流出性の5つの特性がありますが、これらの特性を理解していないことが原因で、自ら意図しなくとも、犯罪を起こしたり巻き込まれたりする可能性があります。例えば、「公開性」、つまり、「インターネット上の書き込みは広く公開され、世界中の誰からも見られる可能性がある」という特性を理解しておらず、SNS等に自分の顔写真を投稿したために、瞳に映った場所から居場所を特定され、性的な被害にあったという事件が報告されています。インターネットの特性をしっかりと児童生徒に理解させることで、これまで実際に発生した事件やトラブルの本質を捉えさせ、未然防止につなげることができそうです。

3点目は、「**情報機器の使用と健康との関わりについての確実な理解**」です。情報機器の使い過ぎは、視力低下や睡眠障害などの健康被害を及ぼすとともに、学力との相関についても指摘されています。また、令和元年5月には、世界保健機関(WHO)が、ゲームのやりすぎにより日常生活に支障をきたしている状況を「ゲーム障害」とし、国際疾病として正式に認定しました。情報機器の利用時間と心身の健康との関連についての理解を深めさせることにより、自ら健康を害するような行動を抑制できる力を身に付けさせることが重要です。

子どもは小さな失敗を乗り越える経験を積み重ねることで成長しますが、情報社会では、例え一度の小さなミスであったとしても、大きなトラブルに巻き込まれる可能性が十分にあります。

「スマホを所持してはいけない。」「SNS等を見てはいけない。」という指導がもはや成り立たない現状においては、児童生徒一人一人が情報機器を正しく活用する力を身に付けるために、情報モラルに関する指導を充実させることがより一層重要となってきています。

命を守る防災教育の推進

社会教育主事兼指導主事 佐藤 和也

「生き残る力と、生き抜く力は違う」

これは今年度参加したある講演会で、東日本大震災の語り部の方（震災当時、“釜石の奇跡”と言われた釜石市立釜石東中学校に在籍）が話された言葉です。2つの力はどう違うのか、また災害時にはどんな力が必要で、どうすればその力を身に付けさせられるのか深く考えさせられました。

さて、県教育委員会では、子どもたちが防災に係る正しい知識を身に付け、自然災害発生時に適切に対応（命を守る行動）できる資質・能力の向上を図ることを目的に、「命を守る！防災教育推進事業」を実施しております。県内の小学校3校、中学校3校を研究モデル校に指定し、「あおもりおまもりノート」や外部専門家を活用した防災学習の取組、地域と連携した防災訓練等の実践を蓄積し、令和5年度には実践事例集を作成して、県内各校に配布する予定です。

下北管内で研究モデル校に指定されたむつ市立川内小学校では、校長先生のリーダーシップの下、教職員が一丸となって事業の推進にあたり、試行錯誤しながら価値ある実践を積み重ねています。一部ですが、その様子を御紹介します。

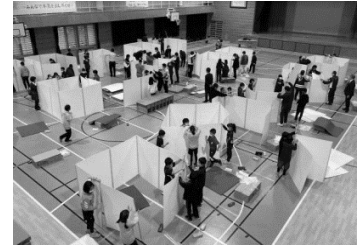
①停電を想定した避難訓練と垂直避難訓練

大地震発生時の停電を想定し、停電下の教職員の指示系統の確立を重要課題として訓練を実施しました。教職員のスマートフォンには事前に地震防災訓練アプリ（NTT ドコモ提供）がインストールされ、訓練は緊急地震速報のブザー音から開始されました。教職員の的確な行動により情報が収集され、避難経路の安全が確認されてからメガホンやハンドマイク等を使って避難指示するなど、災害の発生時に役立つ実効性のある訓練となりました。校庭への避難後には、津波を想定して校舎3階への垂直避難訓練も行われました。真剣に取り組んだからこそ、多くの気づきと新たな課題が生まれた訓練となりました。



②地域と連携した防災訓練「避難所設営訓練」

前述の避難訓練に続き、学校が避難所となったことを想定して、小学校4～6年生の児童がむつ市防災安全課及び川内庁舎職員、PTA会長、谷地町地区自主防災組織の方々



と連携してダンボール

ベッドとパーティションの組立体験を行いました。行政関係者以外は初めての組立体験でしたが、6年生児童は試行錯誤しながら素早く完成させ、自主防災組織の方々の手伝いにも進んで取り組んでいました。振り返りでは、「避難所となった時は協力したい」「赤ちゃんやお年寄りの場所も必要」などの発言があり、一つの体験から考えを多方面に広げていました。「防災を楽しく学ぶ」という言葉をよく耳にしますが、実際に児童は楽しみながら活動を進め、一緒に活動した自主防災組織の方々も「参加してよかった」「いい体験をありがとう」と笑顔で話されていました。



自然災害は、予期せぬ時に想定を超えてやってくるため、どんな防災教育や訓練が有効に機能するかは誰にもわかりません。だからこそ大切となるのは、地域の自然環境や過去の災害の歴史、児童の安全確保上の課題等から必要な災害想定を教職員が意見を出し合って決定し、できる範囲でやってみることです。防災訓練は想定を超えた避難を想定しているため失敗して当然であり、失敗があるからこそ新たな気づきや議論が生まれます。川内小学校でも、訓練実施後には「やって見たからこそ得たことがたくさんあった」と、前向きな意見が多く聞かれました。

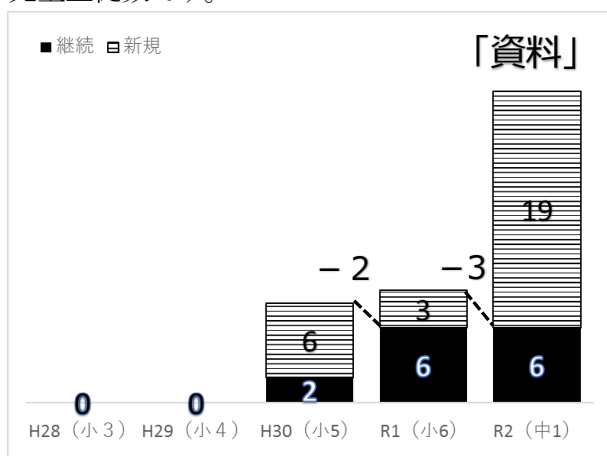
生き残る力と生き抜く力には正解があるのではなく、命を守る行動に取り組むことで生まれ、繰り返すことで高められると考えております。

不登校未然防止の視点について

指導主事 川 島 学

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、管内の児童生徒100人当たりの不登校出現率は小学校が0.57(人)〔県0.64、全国1.02〕、中学校が5.43(人)〔県3.85、全国4.11〕となっています。また、令和3年度の児童生徒指導状況報告書12月の結果を見てみると、30日以上欠席者数は、小学校で23人、中学校で98人と小中共に前年同期より増加しています。各校とも、家庭訪問や放課後登校など子ども達のために様々な対応をしてくださっていますが、なかなか減少に転じない状況です。

下の「資料」は現中学2年生の不登校者数を「新規数」と「継続数」に分けて経年変化で表したものです。「新規数」とは前年度は不登校でなかった児童生徒数、「継続数」とは前年度も不登校だった児童生徒数です。



「資料」から、「不登校は毎年度数件解消しているものの、それ以上に新規数が増えている」ということが読み取れると思います。つまり、不登校解消のためには、新規数をどう抑えるかが重要になってきます。

不登校の未然防止に向けては2つの視点があります。一つは、どの児童生徒も落ち着ける場所をつくること(居場所づくり)、全ての児童生徒が活躍できる場面をつくること(絆づくりのための場づくり)により、学校に行きたいと思わせる「魅力的な学校づくり」です。もう一つは、休みそうな児童生徒や、休み始めた児童生徒に個別の対応

をする治療的予防、いわゆる「早期発見、早期対応」です。各校においても、未然防止対策に取り組んでいると思いますが、以下のポイントについて振り返ってみてはいかがでしょうか。

学級や学年の雰囲気に関すること

①授業について

・教師の言葉遣い、児童生徒の反応・態度等

②学級活動・学校行事等について

・特定の児童生徒だけでなく全体の状況を把握しようとする意思や工夫をしているか。

③児童会・生徒会活動について

・児童生徒の主体的な取組につながる具体的な仕掛けがなされているか。

④環境整備

・下足、廊下の状態や掲示物の状況

⑤遅刻・早退数

・学校や学年でどのような対策を取っているか。
・対症的な対策に陥っていないか。

教職員の共通理解に関すること

①不登校に関する校内研修が設定されているか。

②授業改善

・より良い授業づくりは、「魅力ある学校づくり」にもつながる取組であると意識されているか。

③学習・生活規律

・規律の必要性を児童生徒に伝える工夫がされているか。

・教職員間でズレがないよう指導方法の交流等がされているか。

④校種間連携

・気になる児童生徒の情報交換のみに終わらず、指導の内容を引き継ぐものとなっているか。

国立教育政策研究所「生徒指導リーフ」参照

不登校の未然防止の基本は、全ての児童生徒が学校に来て楽しいと感じ、学校に行きたいと思わせるような、日々の学校生活の充実です。「どの児童生徒も落ち着ける場所をつくる」「全ての児童生徒が活躍できる場面をつくる」ことが重要になります。上に挙げたポイントは一例ですが、教職員で共有し、一枚岩で取り組んでいくことで、解決の糸口が見えてくるのではないのでしょうか。

先生方の授業実践から学ぶ

指導主事 猪口 優野

丸2年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響で、他県や他地区の授業研究会に参加することが随分難しくなりました。一方で、オンラインの研修会が増え、講義や授業動画をたくさん見ることができるようになりました。これは交通の便があまりよくない下北に住む私たちにとってとてもメリットがあると思います。

先日、NHKの「最後の講義」という番組で立命館アジア太平洋大学（APU）の出口治明（でぐちはるあき）学長の講義を拝見しました。出口さんは60才でライフネット生命を起業し、70才でAPUの学長になった方です。講義が非常に面白かったので、インターネットで検索してみると『教職研修』（教育開発研究所、2018年6月号）においても「自分の頭で考える子どもを育てよう」という文を書いているのを見ました。その中で、「お手本となるような先人の優れた思考プロセスを読書などで学び、追体験して、他の人と議論を重ねたりしながら脳に『考える』くせをつけさせていくことで、自分独自の考える力を身につけることができます。」と書かれています。

さて、これまでの自分の授業を振り返り、子どもに考えさせるような授業をどれだけしてきたかと問われると自信がありません。決められた時数の中で、まず教科書をしっかりと終わらせ、さらに実力テストや高校入試対策にと奔走していました。子どもにじっくり考えさせるよりも、どうやってテンポ良く効率的に授業を進めていくかに、より力を注いでいたと思います。

しかし、今年度の県学習状況調査、令和元年度の全国学力・学習状況調査（英語）、加えて今年度の大学入学共通テストの問題傾向を見てみると、明らかに問題の質が変わってきています。単に知識を問う問題から、より深いレベルの読解力や思考力を求めて問題作成が行われており、授業改善に取り組むことが喫緊の課題であると感じています。

県の「学びの質を高める授業改善プロジェクト事業」において、青森市立南中学校の授業動画（英語科）が県総合学校教育センターのホームページにアップされましたが、御覧になったでしょうか。授業者の長谷川紘一先生は「新しく来るALTの先生にa futonと布団の違いを説明した上で、どちらが新居に良さそうか聞いてみよう」という課題提示をしています。授業ではまずa futonはいわゆる日本の布団のことではなく、ソファベッドを意味することを確認し、このALTが住む（日本の）アパートは狭いので、どちらをおすすめするか、そしてその理由を話すことを単元の目標としています。ですから、単元の最後には「a futonと布団の違いを説明する」というパフォーマンステストで評価するとしていました。授業では、子ども達から「布団はたたためてクローゼットにしまえるからよい」とか「a futon（ソファベッド）の方がソファとベッドの2役をこなせるからよい」など様々な意見が出てきました。教師が事前に伝える内容や表現を示しすぎずに、目的や場面、状況等の設定をした上で、生徒に自由に思考させたからこそ出てきた意見かと思います。

管内でも、コツコツと授業実践を積み上げている先生がいらっしゃいます。外国語教育充実支援訪問で参観したむつ市立大畑中学校の佐藤聡太先生の授業では、NEW HORIZON 3 Unit 6の「読むこと」に焦点を当て、ユニセフの広報動画を使いながら、学校へ行けない子ども達の理解を深めた上で、教科書本文の要点をつかませていました。また、小学校外国語活動・外国語科担当教員・英語専科指導教員研究協議会において、むつ市立第三田名部小学校の浅利要子先生が「昨日食べたもの」をテーマに授業を公開してくださいました。

他の先生方の実践を通して、吸収できるところは吸収し、目の前の子ども達に少しでも還元できればと思います。どうやったら、子どもが自ら深く思考し、力を付ける授業になるか、これからも一緒に考えていきたいと思っています。

特別支援教育巡回相談から見たこと

指導主事 新 松 美代子

今年度も管内の多くの小・中学校で、特別支援教育巡回相談員を御活用いただき、ありがとうございました。また、巡回相談員を務めていただきました10名の先生方（8頁に御名前を記載しております。）、多岐に渡る御助言・御指導をありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の影響のため、急遽オンラインや電話による相談をお願いしたにもかかわらず、皆様には快くかつ柔軟に御対応いただき、感謝しております。今年度は全部で32回の相談要請がありました。コロナ禍の中ではありますが、大変充実したものでしたので、今年度の概要をお知らせしたいと思います。

各校からあった要請内容を多かった内容順に集計しました。（内容を明確に線引きすることは難しいのですが、大まかな区分けとしました。

[]内は件数です。）

- ① 学習支援全般に係ること（個別指導、教科指導、指示や説明の仕方等）[27]
- ② 児童生徒の特性について（集中力の持続、実態把握について）[24]
- ③ 就学・進路指導 [10]
- ④ 集団活動における指導（協力学級を含む）[9]
- ⑤ 保護者への対応・連携の在り方 [7]
- ⑥ 基本的な生活習慣の確立 [4]
- ⑦ 自立活動等教育課程の編成について [3]
- ⑧ その他 [7]

①の内容1つ取ってみても、個別指導、教科指導、読み書きの指導、授業における指示や説明の仕方等と、さらに細かい内容が含まれていて、児童生徒の特性や障害に係る相談内容が非常に多岐に渡っています。以上のような相談について、巡回相談員から実に様々な御助言、アドバイスをいただくことができました。

巡回相談員から提出いただいた報告書の記載内容と、同行した際に直接聞くことができた巡回相談員の御助言とを合わせてみると、いくつかの共通する言葉が見えてきました。私なりに感じた4つの言葉。それは、「自己〇〇感」「良さ（得意なこと）を生かす」「抽象を具体的に」「保護者や校

内の先生方との連携」です。

児童生徒の自己肯定感、自己有用感、自己存在感を高める重要性は、特別支援教育において非常に重きが置かれる点だということ。そのためには、児童生徒の「よさ（得意なこと）を生かす」ことが大切であること。さらにそのためには分かりやすく「抽象を具体的に」してあげること、そしてそういった指導や支援内容を「保護者や先生方と共有」し、連携すること。4つの言葉がつながって、児童生徒に“寄り添う”ことの意味を表しているのではないかと思います。この重要性を巡回相談員の先生方に教えていただきました。

改めて、特別支援巡回相談員の設置の趣旨を確認すると、『幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所（園）及び認定こども園（以下「小・中学校等」という。）に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の学級担任等を専門的立場から支援するとともに、小・中学校等の校内支援体制の充実を図るため巡回相談員を置く。』と書かれています。

注目すべきは、後段の「校内支援体制の充実」のところですね。各校から提出された活用報告書の中に、「校内の先生方で助言を共有できた」「支援体制を見直すきっかけとなった」「今後も全教職員、同一歩調で対応していきたい」と書かれています。助言を受けた学級担任の先生だけでなく、校内の先生方全員で共有し、自分のこととして受け止めてくださったことは、本制度の趣旨に迫る成果ではないかと思います。

子ども達に寄り添い、個々の理解に基づいた支援の全てが、すぐに子ども達の変容につながるとは限らず、時間がかかることの方が圧倒的に多いと思います。教職員全員が共通の認識をもって地道に根気強く子ども達と向き合っていくことが大切です。

来年度も、その実現に向け、本制度を積極的に御活用いただければ幸いです。下北教育事務所としましても、学校からの御要望にできる限りお応えし、運営面も充実させて参りますので、お気軽に御相談くださればと思います。